多監公第 6 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和2年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和2年6月19日

多久市監査委員 眞 木 國 男 多久市監査委員 野 北 悟

監査結果報告書

第1 監查実施年月日

監 査 実 施 期 間	監査部署
令和2年5月12日~令和2年6月15日	議会事務局

第2 監查執行者

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

第3 監査の項目

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 事務事業の執行

第4 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適正に行われているか

第5 監査の結果

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及 び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【議会事務局】

1 指摘事項

各種委員会の会議録について、作成されていないものが多数見られた。 会議録の記録については、多久市議会委員会条例第30条に定められているもの であり、早急に作成されたい。

多監公第 7 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和2年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和2年11月19日

多久市監査委員 眞 木 國 男 多久市監査委員 野 北 悟

監査結果報告書

第1 監查実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和2年9月24日~令和2年11月12日	総合政策課
令和2年9月25日~令和2年11月12日	総務課
令和2年9月25日~令和2年11月12日	選挙管理委員会事務局
令和2年9月25日~令和2年11月12日	防災安全課
令和2年9月25日~令和2年11月12日	財政課

第2 監查執行者

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適切に行われているか

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認 及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【総合政策課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【総務課】

- 指摘事項
 該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【選挙管理委員会事務局】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【防災安全課】

1 指摘事項

令和元年度多久市消防団運営費補助金について決算額以上の補助金を交付している。 多久市補助金交付規則及び多久市消防団運営費等補助金交付要綱に従い、決算額を超 えた金額については返還させるべきである。

2 注意を求める事項 該当事項なし

【財 政 課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

多監公第 8 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和2年度定期監査の結果について次のとおり公表する。

令和2年12月3日

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

監査結果報告書

第1 監查実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和 2 年 10 月 12 日~令和 2 年 11 月 25 日	新公立病院整備課
令和 2 年 10 月 15 日~令和 2 年 11 月 25 日	税務課
令和 2 年 10 月 15 日~令和 2 年 11 月 25 日	会 計 課

第2 監查執行者

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

第3 監査の着眼点

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適切に行われているか

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き 取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【新公立病院整備課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【税務課】

- 指摘事項
 該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【会計課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

多監公第 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和2年度定期監査の結果について次の とおり公表する。

令和3年1月12日

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

監査結果報告書

第1 監查実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和2年11月16日~ 令和2年12月25日	情 報 課
令和2年11月13日~ 令和2年12月25日	農林課
令和2年11月10日~ 令和2年12月25日	農業委員会事務局
令和2年11月13日~ 令和2年12月25日	建設課
令和2年11月16日~ 令和2年12月25日	都市計画課
令和2年11月16日~ 令和2年12月25日	市立病院

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適切に行われているか

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認 及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【情報課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【農林課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【農業委員会事務局】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【建設課】

指摘事項
 該当事項なし

2 注意を求める事項 該当事項なし

【都市計画課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【市立病院】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項

医療廃棄物運搬処理業務委託契約、臨床検査業務委託契約(いずれも単価契約)において、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号を適用し随意契約されているが、予定支出総額は多久市財務規則第100条第1項で定める金額を超えている。入札に付すべき案件である。

多監公第 3 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和2年度定期監査の結果について次の とおり公表する。

令和3年3月8日

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

監査結果報告書

第1 監查実施年月日

監 査 実 施 期 間	監査部署
令和3年1月13日 ~令和3年 2月26日	地域包括支援課
令和3年1月12日 ~令和3年 2月26日	人権・同和対策課
令和3年1月 8 日 ~令和3年 2月26日	国民スポーツ大会推進課
令和3年1月13日 ~令和3年 2月26日	教育委員会 教育振興課
令和3年1月13日 ~令和3年 2月26日	教育委員会 学校教育課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適切に行われているか

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及 び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【地域包括支援課】

- 指摘事項
 該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【人権・同和対策課】

- 指摘事項
 該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【国民スポーツ大会推進課】

- 指摘事項
 該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【教育振興課】

- 指摘事項
 該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【学校教育課】

1 指摘事項

平成31年度多久市教育研究事業委託、平成31年度多久市教育支援業務委託において、委託料を概算払で支払っているが、実績報告では精算残金があるにもかかわらず、概算金額で確定し、精算を行っている。多久市財務規則第64条第2項に基づき、概算払で精算残金がある場合は返納すべきである。

多監公第 4 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和2年度定期監査の結果について次の とおり公表する。

令和3年3月26日

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

監査結果報告書

第1 監查実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和3年2月8日~令和3年3月19日	市民生活課
令和3年2月8日~令和3年3月19日	広域クリーンセンター推進課
令和3年2月9日~令和3年3月19日	福祉課
令和3年2月9日~令和3年3月19日	健康増進課
令和3年2月8日~令和2年3月19日	商工観光課

第2 監査執行者

多久市監査委員 眞木 國男 多久市監査委員 野 北 悟

- (1) 収支の数値等に誤りが無く正確に執行されているか
- (2) 法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 事務処理は適切に行われているか
- (4) 契約事務は適正に行われているか
- (5) 備品の管理は適切に行われているか

財務及び事業に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認 及び聞き取り等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適正に処理されていると認められた。

【市民生活課】

1 指摘事項

該当事項なし

2 注意を求める事項

令和2年度廃棄金属類の分別、処理及び搬出等業務委託契約(上半期)(下半期)、 令和2年度プラスチック製容器包装及びPETボトルの中間処理等業務委託契約、 令和2年度多久市指定ごみ袋作成業務委託(いずれも単価契約)において、見積り 合わせにより契約されているが、予定支出総額は多久市財務規則第100条第1項 で定める金額を超えている。入札に付すべき案件である。

【広域クリーンセンター推進課】

- 指摘事項
 該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【福祉課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項

児童センター運営委員会の報償費支払いにおいて、税の手続のためにマイナンバーの提供を受けて会計課に提出をしているが、その写しが簿冊に綴じてあった。 マイナンバー法では、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報) は、法律で限定的に明記された場合(社会保障及び税に関する手続書類の作成事務 など)を除いて、保管してはならないと定められている。速やかに破棄し、今後注 意をされたい。

【健康増進課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【商工観光課】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項

令和2年度佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金を利用して、JR 多久駅(2か所)、JR中多久駅、JR東多久駅の合計4か所に防犯カメラを設置 しているが、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用して随 意契約を行っている。

設置期限が同じであり、1つの案件として発注できるものを分けることは、契約 方法の問題だけでなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。適 正な事務処理をされたい。

多監公第 5 号

地方自治法第199条第9項の規定により令和2年度財政援助団体等監査の結果について次のとおり公表する。

令和3年3月26日

多久市監査委員 眞 木 國 男 多久市監査委員 野 北 悟

1 監査実施年月日

監 査 実 施 期 間	監 査 部 署
令和3年1月6日~令和3年2月26日	公益財団法人 孔子の里
令和3年2月1日~令和3年3月19日	多久市商工会

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和3年1月6日から2月26日まで

3 監査の対象

団 体 : 公益財団法人 孔子の里

所管課 : 教育振興課

4 監査の項目

令和元年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務 *孔子の里事業費補助金

補助額 9,958,344 円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正におこなわれているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り 等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【公益財団法人 孔子の里】

- 1 指摘事項該当事項なし
- 2 注意を求める事項 該当事項なし

【所管課:教育振興課】

1 指摘事項

該当事項なし

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の期間

令和3年2月1日から3月19日まで

3 監査の対象

団 体 : 多久市商工会 所管課 : 商工観光課

4 監査の項目

令和元年度に交付した補助金にかかる出納その他の事務

*商工業振興事業補助金

補助額 10,300,000 円

5 監査の方法及び観点

監査の実施にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、 財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との 照合による書類審査、並びに関係者及び関係職員から説明を聴取し実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行を、監査の観点に留意し、関係諸帳簿類の確認及び聞き取り 等により監査を行った。

この結果、事務の処理、書類の整備等は、概ね適切に処理されていると認められた。

【多久市商工会】

1 指摘事項

該当事項なし

- 2 注意を求める事項
 - ・ 商工会事務局の専決規程では、光熱水道料等既定経費以外の経費のうち緊急なもの、又は1件あたりの金額が50,000円未満のものの支払に関する事項については事務局長の専決事項となっているが、50,000円以上の支出伺伝票(支出伺兼支出伝票)についても、事務局長までの決裁までで会長の決裁がされていない。規程に準じた事務処理をされたい。

【所管課:商工観光課】

指摘事項
 該当事項なし